

社団法人 横須賀法人会

定 款

# 社団法人 横須賀法人会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人会は、社団法人横須賀法人会(以下「本会」という)という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、横須賀市に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税者制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 税制および税務に関する調査研究・要望ならびに提言
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催ならびに記帳指導の実施
- 四 法人会会員の役職員の研さん等会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- 五 地域社会の貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- 六 機関紙の発行および上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 七 友誼団体との協調、連携
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、横須賀税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事務所で、本会の目的および事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合はその資格を失う。

- 一 退 会
- 二 事業の閉鎖または解散
- 三 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところより会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

## 第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事		65 名以内
うち	会 長	1 名
	副 会 長	5 名以内
	専務理事	1 名
監 事		2 名

(役員を選任)

**第 14 条** 理事および監事は、総会において、会員の代表者その他役員のうちからこれを選任する。

2 会長および副会長は理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

**第 15 条** 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

**第 16 条** 役員任期は、就任後第 2 回目の定時総会終了時に終る。但し、再任を妨げない。

2 増員または補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、現任者または前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

**第 17 条** 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条(第 1 項)各号の一に類する事実があった時は、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

**第 18 条** 役員は、原則として無報酬とする。

## 第 5 章 顧問・相談役・参与・委員および職員

(顧問、相談役および参与)

**第 19 条** 本会に、顧問、相談役および参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役および参与は、毎年度理事会の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

3 顧問および相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(委員会)

**第 20 条** 第 4 条(事業)に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は委員長および委員をもって構成する。

- 3 委員は、理事会の推せんにより会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する

(職員)

**第 21 条** 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長 1 名、職員 2 名以上を置き、会長がこれを任免する。
- 3 職員は原則として有給とする。

(規則の制定)

**第 22 条** 委員会および事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 6 章 会 議

(会議の種類)

**第 23 条** 会議は総会、および理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

**第 24 条** 総会をわけて、定時総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催および招集)

**第 25 条** 定時総会は、毎年一回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるときまたは会員総数の 5 分の 1 以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して招集する。  
ただし、会長が止むを得ないと認めるときは、適宜な方法をもってこれに変えることができる。

(会員の表決権)

**第 26 条** 会員は、各 1 個の表決権を有する。

- 2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表者を出席させる。
- 3 会員は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(会議の議事)

**第 27 条** 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

**第 28 条** 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告および事業計画
- 二 決算および収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(理事会)

**第 29 条** 理事会は、理事全員をもって組織する。

- 2 理事会は、本会の会務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。
- 3 監事、顧問および相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催および招集)

**第 30 条** 理事会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

- 2 理事会の招集については、第 25 条第 3 項の規定を準用する。

(理事会の議事)

**第 31 条** 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 理事会の議事は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

**第 32 条** 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 定款の変更に関する議案
- 三 総会において理事会に委任された事項
- 四 その他会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

**第 33 条** すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

## 第 7 章 地区会、支部および部会

(地区会および支部)

**第 34 条** 本会は、第 4 条(事業)に規定する事業の運営を図るため、必要な地に地区会および支部を置くことができる。

- 2 地区会及び支部は、その地区会及び支部に所属する全会員を以て組織する。

- 3 地区会および支部の運営に関する規定については、理事会の決議を経て別に定める。

(部 会)

**第 35 条** 本会は第4条(事業)に規定する事業の拡充に資する為、必要に応じ部会を設けることができる。

- 2 部会は部全員を以て組織する。
- 3 部会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

**第 36 条** 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された目録記載の財産
- 二 会 費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

**第 37 条** 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区別)

**第 38 条** 本会の資産は、基本財産および運用財産の2種類に区別する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産の組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

**第 39 条** 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経 費)

**第 40 条** 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

**第 41 条** 本会の収入、支出、予算および決算は、事業計画および事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入、支出、決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

**第 42 条** やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(余剰金の処分)

**第 43 条** 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部もしくは一部を基本財産に組入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第 44 条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

**第 45 条** この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければこれを変更することができない。

(解 散)

**第 46 条** 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

**第 47 条** 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄与するものとする。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

**第 48 条** この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日より施行する。
- 2 従来横須賀地方法人会連合会に所属した会員および同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 理事および監事の任期は、設立初年度に限り、東京国税局長の設立許可の日から次の定時総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、東京国税局長の設立許可の日から昭和 47 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 第 13 条は昭和 49 年 6 月 23 日東京国税局長の認可をもって変更し、同日から施行する。
- 7 第 13 条は、昭和 55 年 7 月 4 日東京国税局長の認可をもって変更し、同日から施行する。
- 8 第 13 条、第 34 条、第 35 条は平成 2 年 6 月 28 日東京国税局長の認可をもって変更し、同日から施行する。
- 9 第 3 条(目的)、第 4 条(事業)は平成 6 年 6 月 29 日東京国税局長の認可をもって変更し、同日から施行する。
- 10 第 16 条(役員の任期)第 1 項の規定にかかわらず、平成 6 年度に限り、定時総会の日から次の定時総会の日までとする。